

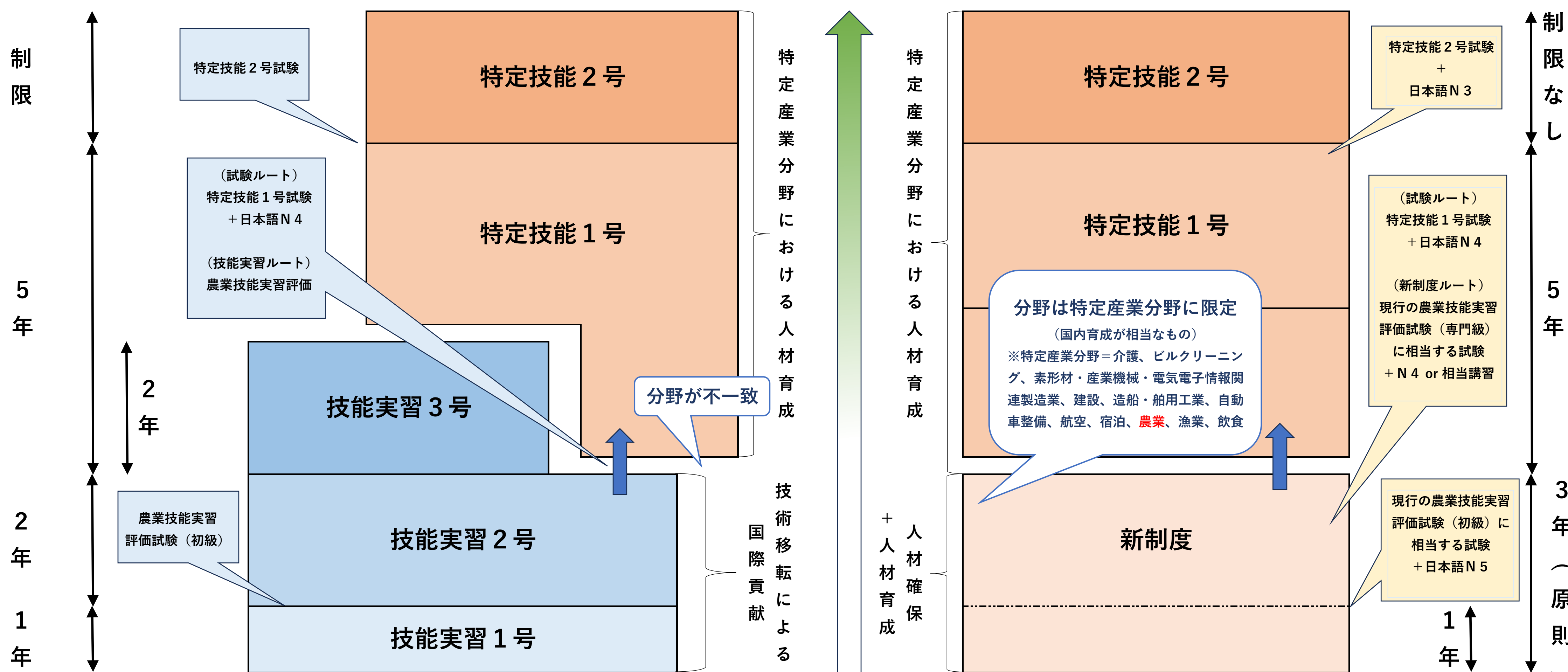
農業分野における技能実習・新たな制度と特定技能の制度比較（概要）【未定稿】

2023（令和5年）11月10日現在

		技能実習制度	新たな制度	特定技能制度	
目的		人材育成を通じた国際貢献 (実習で学んだ技能を途上国に移転)	人材確保と人材育成 (未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成)	人手不足の分野での人材確保 (一定の専門性・技能を有する即戦力の受け入れ)	
在留資格		技能実習（実習目的）	未定（育成目的＋就労目的）	特定技能1号（就労目的）	特定技能2号（就労目的）
在留期間		最長5年	原則3年 (特定技能1号の水準への人材育成期間)	通算で最長5年	更新すれば無期限
技能水準		なし	なし	相当程度の知識 または経験	熟練
職種・作業		2号・3号への移行対象職種・作業 (2職種6作業) ・耕種農業…「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業…「養豚」「養鶏」「酪農」	「耕種農業全般」「畜産農業全般」 (特定技能制度にそえる) ※「稲作」「肉用牛」も含め、すべての業務が可能 ※季節性のある労働の実態に応じた受け入れ・勤務形態も可能（JAによる「農作業請負方式」の継続と「在籍出向」の新規導入なども可能）	「耕種農業全般」 「畜産農業全般」	「耕種農業全般」 「畜産農業全般」
試験	就労開始前	なし	日本語能力試験N5合格または相当講習受講 または 入国直後の認定日本語教育機関等における相当の日本語講習の受講（1年目終了時に試験合格を確認）	農業技能測定試験 および 日本語能力試験N4合格 (技能実習2号の良好修了者は試験免除→新制度では廃止)	農業技能測定試験 ※新制度では日本語能力試験N3合格が追加
	就労開始後	1年目修了時までに農業技能実習評価試験「初級」 3年目修了時までに同試験「専門級」	育成開始から1年目修了時までに 現行の農業技能実習評価試験「初級」に相当する試験 育成期間修了時までに現行の同試験「専門級」 に相当する試験	なし	なし
転籍・転職		原則不可 ※実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	緩和 ※同一業務区分内に限り（耕種農業内、畜産農業内）、同一機関での就労が1年超で、現行の農業技能実習評価試験「初級」に相当する試験および日本語能力試験N5合格の要件を満たせば転籍可能	可能 ※同一の業務区分内または試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能	可能 ※同一の業務区分内または試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能
家族帯同		不可	不可	不可	配偶者、子
受け入れ機関		監理団体	優良な監理団体（要件の厳格化）	登録支援機関 ※新制度では要件の厳格化	なし

現行の技能実習制度・特定技能制度

新制度・特定技能制度



※技能実習中の転籍は原則不可

※同一受け入れ機関1年超就労＋技能・日本語試験合格 → 転籍可

※試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める